

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	単位	附属の設備の利用料金の上限額						
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで	
附属 の設 備	舞台 設備	金びょうぶ	円 2,080	円 2,080	円 2,080	円 4,160	円 4,160	円 6,240
		銀びょうぶ	円 2,080	円 2,080	円 2,080	円 4,160	円 4,160	円 6,240
		白びょうぶ	円 2,080	円 2,080	円 2,080	円 4,160	円 4,160	円 6,240
		テーブル掛	90	90	90	180	180	270
		取外し机	40	40	40	80	80	120
		普通椅子	40	40	40	80	80	120
		平台	130	130	130	260	260	390
		演台	470	470	470	940	940	1,410
		譜面台	40	40	40	80	80	120
		指揮台	40	40	40	80	80	120
		上敷 (5枚)	490	490	490	980	980	1,470
		扇風機	490	630	630	1,120	1,260	1,750
		水平幕	700	700	700	1,400	1,400	2,100
照明 設備	ボーダーライト（第1）	810	1,220	1,220	2,030	2,440	3,250	
	ボーダーライト（第2）	780	890	890	1,670	1,780	2,560	
	水平ライト	780	890	890	1,670	1,780	2,560	
	ロー水平ライト	750	890	890	1,640	1,780	2,530	
	アーチスポットライト	2,950	3,600	3,600	6,550	7,200	10,150	
	ロングスポットライト（1.5キロワット）	1,730	2,080	2,080	3,810	4,160	5,890	
	プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）	1,630	1,930	1,930	3,560	3,860	5,490	
	ピンスポットライト（1キロワット）	890	1,080	1,080	1,970	2,160	3,050	
	スポットライト（1キロワット）	890	1,080	1,080	1,970	2,160	3,050	
スポットライト（500ワット）	480	550	550	1,030	1,100	1,580		

	ミラーボール	1式	700	800	800	1,500	1,600	2,300
放送 設備	大型拡声器（マイクロホン2本付き）	1式	1,880	2,310	2,310	4,190	4,620	6,500
	マイクロホン	1本	420	490	490	910	980	1,400
	ワイヤレスアンプ（マイクロホン2本付き）	1式	1,880	2,200	2,200	4,080	4,400	6,280
	レコードプレーヤー	1台	490	630	630	1,120	1,260	1,750
	テープレコーダー	1台	1,880	2,200	2,200	4,080	4,400	6,280
その 他の 設備	スクリーン（大ホール）	1張	1,370	1,370	1,370	2,740	2,740	4,110
	スクリーン（会議室）	1台	240	240	240	480	480	720
	ピアノ（大型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は12,470円、4時間を超え10時間以内の場合は17,700円、10時間を超える場合は22,970円					
	ピアノ（中型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は3,960円、4時間を超え10時間以内の場合は5,720円、10時間を超える場合は7,720円					
電気料		1kwh までごと に						40円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。